

あなたの身近に大麻栽培が!!

一般民家やマンションでも・・・

京都府内では、若年層の大麻乱用拡大が深刻化しており、関係行政機関と地域が一体となって薬物乱用防止対策に取り組んでいます。

近年では、マンションや空き家等の一室に水耕栽培の設備を設けて、大麻草の不正な栽培を行う者が増加し、年々栽培規模も拡大しています。

住宅街など「まさかこんな所で」というような身近な場所でも、実際に大麻栽培が行われていた例もあるほか、市販の栽培器具等が使用され、一般の販売業者を通じて購入されていたケースもあります。

大麻草の不正栽培は、「大麻草の栽培の規制に関する法律」で禁止されており、事情を知って大麻栽培に使用する器具等を提供した者も処罰の対象となります。

大麻草の栽培や大麻乱用を防止するため、皆さんの情報が必要です。

屋内での大麻草栽培の特徴

屋内で大麻栽培をしていると人目につきにくいですが、次のような特徴が現れます。

- **エアコンを常時つけっぱなし**
冬は保温、夏は過熱防止のためエアコンを切ることなく使用し続けます。
- **窓を塞いで遮光している**
開花時期を調整するのに人工照明のみで栽培するため、窓を黒いビニールなどで塞ぎます。
- **電力と水の使用量が多すぎる**
エアコンを一日中、人工照明は大出力のものを使用し、水耕栽培では大量の水を循環させるので、電力と水道の使用量が上がります。
- **園芸資材や枯葉などのゴミが大量に出る**
肥料の容器やロックウールなどの園芸資材、剪定した枝や枯葉などが必然的に廃棄物になります。

大麻栽培を未然に防止するためにご協力ください!

上の特徴のように、エアコンがつきっぱなしで窓が塞がれているなどしている家・部屋があり、さらに

人の出入りが少ない

中に人がいる気配があまりない

などの不審点があれば、ますます大麻栽培の疑いが高まります!

最寄りの警察署か

違法薬物 110 番
(京都府警察本部)
(075)451-7957

にお知らせください。
秘密は厳守します。



大麻の不正栽培は1年以上10年以下の拘禁刑、栽培に使用する器具等の提供は5年以下の拘禁刑となります。

発行
編集

京都府警察本部刑事部捜査第五課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3
Tel.075-451-9111